

～ 中間前払金制度における沖縄県内自治体の導入状況 ～

1. 制度の概要

- 中間前払金とは、当初の前払金に加え、工期半ばで請負代金額の2割を追加して行う前金払いのことをいいます。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前払金の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたいえで、請求することができます。
 - ◆当初の前払金が支出されていること。
 - ◆工期の2分の1を経過していること。
 - ◆工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ◆工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

2. 発注者のメリット

- 建設企業の倒産のリスクを軽減し、的確な工事完成が期待できます。
- 出来高部分払と異なり、出来高の確認は原則書類のみで行うなど、極めて簡易な事務手続きになっています。

3. 建設企業のメリット

- 簡易な手続きで、工事期間中の資金繰りが改善されます。
- 低廉なコスト（保証料率一律0.065%）で資金調達が図れます。

4. 沖縄県内自治体の導入状況

- 沖縄総合事務局管内の自治体42団体（1県+41市町村）のうち、下記31団体が本制度を導入しています。（平成30年6月1日現在）

(1県)	(11市)	(7町)	(12村)
・ 沖縄県	・ 名護市	・ 竹富町	・ 南大東村
	・ 那覇市	・ 本部町	・ 中城村
	・ 豊見城市	・ 久米島町 (H28.12)	・ 国頭村
	・ 糸満市	・ 与那原町 (H29.4)	・ 伊平屋村
	・ 南城市	・ 北谷町 (H30.4)	・ 北中城村
	・ 石垣市	・ 南風原町 (H30.4)	・ 大宜味村
	・ 宮古島市	・ <u>西原町 (H30.6)</u>	・ 伊江村 (H30.4)
	・ 沖縄市 (※水道局発注工事のみ対象)		・ 宜野座村 (H30.4)
	・ うるま市		・ 恩納村 (H30.4)
	・ 宜野湾市		・ 読谷村 (H30.4)
	・ 浦添市 (H30.2)		・ <u>北大東村 (H30.5)</u>
			・ <u>伊是名村 (H30.5)</u>

[西日本建設業保証(株)調べ]

5. 導入に向けた相談窓口

内閣府沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課 建設業係
TEL: 098-866-0031 (代表) (内線3171)